

○現場写真等原板保管取扱要綱の制定について

平成2年12月11日

佐警本例規（鑑）第16号

みだしの要綱を下記の理由から別添のとおり制定し、平成3年1月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

犯罪現場等において撮影した現場写真及び記録については、「現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則」（昭和31年11月2日国家公安委員会規則第3号）に基づいて作成し、証拠及び捜査資料として活用しているところであるが、最近、公判廷において検証（実況見分）調書等に添付された現場写真の撮影時期や内容が争点となり、その原板の提出を求められる事例が全国的に散見され、今後増加することが予想される。

そこで、写真原板の保管取扱いの適正を期すため、本要綱を制定するものである。

別添

現場写真等原板保管取扱要綱

第1 目的

この要綱は、現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条第1項の現場写真及び捜査の過程で撮影された写真（以下「現場写真等」という。）の原板の適正な保管取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 取扱責任者

- 1 警察本部の事件担当課、隊及び警察署（以下「事件担当所属」という。）に、取扱責任者を置く。
- 2 取扱責任者は、警察本部にあっては事件担当課の課長補佐（隊にあっては副隊長）の中から、警察署（以下「署」という。）にあっては事件担当課（係）長の中から所属長が指定するものとする。
- 3 取扱責任者は、事件担当所属に保管する原板の紛失、破損の防止等整理、保管の適正を期し、その取扱いについて責任を負うものとする。

第3 取扱担当者

- 1 取扱責任者の補助に当たらせるために、取扱担当者を置く。
- 2 取扱担当者は、警察本部にあっては事件担当課（隊）長が事件担当係長の中から指定し、警察署にあっては事件担当課の担当係員（生活安全、刑事、交通及び警備の各係）

のうちから各課ごとに署長が指定するものとする。

第4 原板の保管

- 1 原板の保管は、当該事件を捜査又は送致した事件担当所属において行うものとする。
- 2 写真作成処理が終了した原板は、次の方法により保管を行う。
 - (1) 原板は、途中で切断することなく保管するものとする。ただし、1本の原板に他の事件担当課（係）が混合して撮影している場合のみ分断することができる。
 - (2) 原板は、撮影ミスの部分を除去することなく、事件ごとにフィルム容器又はネガカバーに収納する。
 - (3) 原板を収納したフィルム容器又はネガカバーは、整理番号を付し、現場写真等原板保管簿（別記様式）を作成し、歴年ごとに区分する。

第5 保管期間

原板の保管期間は、次のとおりとする。

- 1 現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則の施行について（昭和31年12月12日刑発鑑第292号）に規定する「別紙第1」に掲げる事件及び再審請求される具体的おそれがある事件の原板は、永年とする。
- 2 前記1の事件以外の事件で公判係争中のものに係る原板は、その裁判が確定するまでとする。
- 3 未解決事件の原板は、時効完成までとする。
- 4 刑事訴訟法第229条（検視）及び死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）に基づく変死事件の原板は、15年とする。

第6 原板の点検等

- 1 取扱責任者は、整理、保管している原板を年に2回以上点検し、異常の有無を確認しなければならない。
- 2 必要により原板を貸し出すときは、現場写真等原板保管簿に記入し、その経過を明らかにしておかなければならない。

第7 原板の廃棄

- 1 原板を廃棄するときは、立会人1人を付け、かつ、焼却の方法により行うこと。
- 2 廃棄した原板は、現場写真等原板保管簿にその旨記載し、処理経過を明らかにしておかなければならない。

別記様式（現場写真等原板保管簿） 省略

参考

「現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則の施行について」（昭和31年12月12日刑発鑑第292号）に規定する別紙第1

府県鑑識課又は警察署において作成する「現場写真記録」の範囲

- 1 騒擾、集団暴行、集団公務執行妨害等のうち重要事件
- 2 強盗殺人、強姦殺人、殺人等のうち重要事件
- 3 強盗傷人、強盗強姦、集団強盗等のうち重要事件
- 4 銃器、火薬類その他特殊手段による強盗、傷害等のうち重要事件
- 5 被害額300万円以上の特異又は重要な窃盗事件
- 6 罹災戸数5戸以上の財に対する放火事件、5戸以上の放、失火又は連続放火及び特異手段による放火事件
- 7 金融機関に対する強盗、放火等の重要事件
- 8 官公庁、学校、重要文化財その他重要施設に対する放、失火事件のうち重要事件
- 9 銃器、火薬類又は重要文化財の窃盗事件
- 10 公共事業等に対する悪質又は計画的な妨害事件
- 11 公共施設に関する破壊又は妨害事件のうち重要事件
- 12 その他犯罪鑑識上特に問題又は参考になると認められる事件